変更した事項
光度　八四カンデラ
変更年月日　平成二十四年三月一日

名称　釣島鼻灯台
位置
所在地　兵庫県南あわじ市（釣島鼻）
北緯　三四―一四―三一
東経　一三四―四二―〇二
変更した事項
光達距離　七・五海里
光度　実効光度三九〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで二七メートル
変更年月日　平成二十四年三月一日

○海上保安庁告示第九十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　北電知内発電第二号灯標
位置
所在地　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東北東方約六八〇メートル
北緯　四一―三五―一二
東経　一四〇―二六―三二
変更した事項
光度　実効光度三〇カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十四年三月二日

名称　女子鼻灯台
位置
所在地　愛媛県西宇和郡伊方町（女子鼻）
北緯　三三―二七―一〇
東経　一三二―一九―〇〇
変更した事項
光度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで六四メートル
変更年月日　平成二十四年三月二日

名称　塩釜貞山堀航路第一号灯浮標
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港塩釜区（地蔵島灯台の西南西方約二・一キロメートル）
北緯　三八―一九―〇六
東経　一四一―〇二―五一
変更した事項
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十四年三月四日

名称　塩釜貞山堀航路第三号灯浮標
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港塩釜区（塩釜漁港東防波堤灯台の南南西方約一・六キロメートル）
北緯　三八―一八―三八
東経　一四一―〇二―三二
変更した事項
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十四年三月四日

○海上保安庁告示第九十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・六キロメートル）
北緯　三五―三四―五八
東経　一三九―四九―二一
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北緯　三五―三四―五二
東経　一三九―四九―二六
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・九キロメートル）
北緯　三五―三四―四六
東経　一三九―四九―三一
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―三四―四〇
東経　一三九―四九―三六
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―三六
東経　一三九―四九―二八
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北緯　三五―三四―三一
東経　一三九―四九―二〇
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・三キロメートル）
北緯　三五―三四―三七
東経　一三九―四九―一五
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・四キロメートル）
北緯　三五―三四―三一
東経　一三九―四九―二〇
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―四三
東経　一三九―四九―一〇
廃止年月日　平成二十四年三月五日

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―三四―四九
東経　一三九―四九―〇五
廃止年月日　平成二十四年三月五日

○海上保安庁告示第九十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　門埼灯台
位置
所在地　兵庫県南あわじ市（門埼）
北緯　三四―一四―三一
東経　一三四―三九―三六
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十四年三月五日

名称　平土野港灯台
位置
所在地　鹿児島県大島郡天城町（平土野港突堤外端）
北緯　二七―四八―四七
東経　一二八―五三―二二